

（屋内消火栓設備に関する基準）

- 第38条 令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの（特定主要構造部（建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）が耐火構造であるか、若しくは主要構造部（同条第5号に規定する主要構造部をいう。）が不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100平方メートル（特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものにあつては、200平方メートル）以下のもの又は特定主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100平方メートル（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものにあつては200平方メートル）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第19項第2号に定める構造の防火戸で区画されているものを除く。）には、屋内消火栓設備を設けなければならない。（う）（え）（し）（に）（る）（ろ）（わ）（イ）
- 2 前項の規定により設ける屋内消火栓設備は、令第11条第3項及び第4項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。（う）

【解説】

本条は、令第11条第1項の規定の適用を受けない防火対象物に対し、屋内消火栓設備に関する設置及び維持の技術上の基準を規定したものである。

1 第1項の規定は、令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上の防火対象物に対する屋内消火栓設備の設置基準を規定したものである。ただし、5階以上の階の床面積の規模、構造又は区画等が次のいずれかに適合する場合は、除かれる。

- (1) 防火対象物の特定主要構造部（主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根及び階段）のうち、防火上及び避難上支障がないものとして建基令で定める部分以外の部分をいう。以下同じ。）が耐火構造か、不燃材料で施工されているもので、5階以上の階の床面積の合計が100平方メートル以下のもの。
- (2) 防火対象物の主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料で施工されているもので、5階以上の階の床面積の合計が200平方メートル以下のもの。
- (3) 防火対象物の特定主要構造部が耐火構造で、5階以上の部分を床面積100平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は建基令第112条第19項第2号に定める構造の防火設備である防火戸で区画されているもの。

なお、同号に定める構造とは、次に掲げる要件を満たしているものをいう。

ア 常時閉鎖又は随時閉鎖できるものであること。

イ 閉鎖状態において避難上支障がないものであること。

ウ 常時閉鎖以外のものは、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖するものであること。

- (4) 防火対象物の特定主要構造部が耐火構造で、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料で施工されているもので、5階以上の部分を床面積200平方メートル以内ごとに上記(3)と同様な区画がされているもの。

- 2 第2項の規定は、本条により設置する屋内消火栓設備の技術上の基準については、令第11条第3項及び第4項の例によることを定めたものである。